

意見書

平成 16 年 11 月 19 日


総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

ゆうびんばんごう
郵便番号 103 - 0015

とうきょうとちゅうおうくにはんばいはこぎきちょう
東京都中央区日本橋箱崎町 24 - 1

そふとばんくびーびーかぶしかいしゃ
ソフトバンクBB 株式会社

だいいょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

メールアドレス：


平成 16 年度競争評価における移動体通信領域の市場画定に関し、別紙のとおり
意見を提出します。

・「市場画定をめぐる論点」に関する意見

1. 携帯電話と PHS、無線呼出(ポケベル)、MCA は同一市場である。

移動体通信領域の中で、携帯電話、PHS、無線呼出(ポケベル)、MCA は、サービススタート時点においては、提供市場もすみわけでき個別の市場を形成していた。しかし、IMT-2000等の音声だけではなくデータを視野に入れたサービス及び料金の定額サービス等の出現により、移動体通信市場は携帯電話市場に急速に吸収されていることが推測できる。

本市場画定においては、この点を視野に入れることを提案する。携帯電話は、地理的市場、価格、音声、データ伝送(パケット通信含む)サービス、コンテンツ配信サービスの点で PHS、無線呼出(ポケベル)、MCA の各サービスを包含していると考えられ同一市場であると画定することが妥当である。

・「英国の携帯電話に係る市場レビューの概要」に関する意見

1. 周波数の効率的価格を勘案する競争評価は見習うべきである。

英国の独占禁止政策として提案される料金規制においては、周波数帯の違いによる効率的価格を勘案している。

具体的にはボーダフォン、O2が利用する900/1800MHz帯とオレンジ、Tモバイルが利用する1800MHz帯の効率的価格は異なるとした。その結果、900/1800MHz帯の規制目標の料金は1800MHz帯に比べて低廉とした。このような周波数の効率的価格を勘案する競争評価の考え方を我が国に準用することは、市場における公正かつ自由な競争の一層の促進に寄与すると考えるので見習うべきである。

2. SMP の指定条件を数値基準で設定している手法は見習うべきである。

OfcomのSMPの評価に関するガイドラインは市場シェアが50%超えの場合にSMP事業者の存在を推定、40%超えの場合SMP事業者が発生、25%未満の場合にはSMP事業者となる地位を占めているとはいえないとしており、我が国も国際的整合性を合せるために、SMPの指定条件を数値基準で設定している手法、基準値は見習うべきである。

． 移動体通信市場特有の概念について

1. 移動体市場の分析に周波数の効率的価格差の概念を導入すべきである。

電気通信サービスは、道路占有や周波数の希少資源性などの外生的制約などに加えて、政策が競争の創造に積極的な役割を果たしている点に特徴がある。あるサービスをめぐる競争の状況は、参入事業者の数、市場占拠率(シェア)の大小、料金の低下幅などから常識的に判断できることもあるが、他のサービスとの関係が状況を左右していることもあれば、政策措置で状況が一変することもある。移動体通信市場は、周波数の有限性などの制約があるためその市場への新規参入は困難であり(平成16年10月電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成16年度実施細目より抜粋)、また効率的価格差があることを前提に周波数帯の割当を実施しなければ公正な競争が阻害される可能性もある。その周波数政策の論議なくしては公正かつ自由な競争はできないと考える。一方、平成16年10月電気通信事業分野における競争状況の評価の実施についての報告書に関わる基本方針(案)及び平成16年度実施細目(案)に対して寄せられた意見の概要とそれに対する考え方における、総務省の考え方は、周波数の利用方策に関する議論として別に議論の場があるとしている。英国の移動体市場の分析に、周波数の効率的価格差の概念を導入したように、我が国においても、周波数の利用方策に関する議論の場を別に設けることなく市場の分析に含めて論議し、もって周波数の効率的価格差の概念を競争評価に取り入れ移動体市場の分析に評価、活用すべきである。

以上